

奨学金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人SBS鎌田財団（以下「当財団」という）定款第4条に規定する奨学金給付事業に関し、必要な事項について定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となるものは、原則18歳を迎え、進学が決定した児童であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の以下の児童福祉施設に入所している児童、または里親家庭で生活している児童であること
 - ① 児童養護施設
 - ② 児童自立支援施設
 - ③ 養育家庭（養子縁組を行っていない里親）
 - ④ ファミリーホーム
 - ⑤ 母子生活支援施設
 - ⑥ 婦人保護施設
- (2) 大学、短期大学、専門学校が進学先であること
- (3) 向学心に富み、学業に優れ、品行が正しく、健康であること

(奨学金の給付額等)

第3条 奨学金は、進学の支度金として次の額を給付する。

- (1) 1人 300,000円（1回のみ給付）
- 2 奨学金は、第9条に規定する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生出願手続き)

第4条 奨学生志望者は、以下の書類を当財団に提出して申込みを行うものとする。

- (1) 申請書
- (2) 学校長推薦書
- (3) 誓約書
- (4) 作文
- (5) 成績を証明する書類
- (6) 住民票
- (7) 施設に在籍していることを証明する書類、里親制度を利用していることを証明する書類（該当のものを提出）

- 2 奨学金受給を志願する者は、各種書類の提出をもって、この規程及び個人情報保護方針に同意したものとする。

(採用)

- 第5条 奨学生候補者の採用は、奨学金受給希望者から提出された書類を選考委員が審査し、必要に応じて面談を行い、選考委員会がその採否を決定する。理事長は、その採否を本人及び保護者または推薦人に通知する。
- 2 奨学生候補者に採用された者は、前項の通知を受けた日から所定の期日までに以下の書類を当財団に提出するものとする。
 - (1) 口座届
 - (2) 住所届
 - (3) 大学等に入学することを証明する書類
 - 3 特別の理由なく所定の期日までに書類が提出されない場合、当財団は採用を取り消すことができる。
 - 4 なお、当採用は、奨学生の将来の進路を制限するものではない。

(採用の取り消し)

- 第6条 奨学生候補者として採用された者が大学等へ進学できなかった(しなかった)場合、当財団は採用を取り消すものとする。

(奨学金の給付方法)

- 第7条 奨学金は当財団が第5条2項の書類を受理、内容確認後、奨学生が指定する銀行口座に第3条の金額を一括で送金する。

(奨学生の届出義務)

- 第8条 奨学生は、次の各号のひとつに該当する場合は、遅滞なくその旨を当財団に届出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届出ることができない場合は、保護者又は保証人となる者がその理由を付けて、代わって届出なければならない。
- (1) 退学又は転学したとき
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき

(奨学金の返還請求)

- 第9条 奨学生が、第9条の各号のひとつに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、給付した奨学金の返還を求めることができる。

(死亡の届出)

第10条 奨学生が死亡した場合、保護者または施設長が直ちにその旨を届け出なければならない。

(奨学金受給の辞退)

第11条 奨学生は、奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができる。

(奨学金の返納)

第12条 奨学生は、交付された奨学金の一部または全部を当財団にいつでも返納することができる。

(反社会的勢力の排除)

第13条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。